議案第80号

岩倉市道路占用料条例の一部改正について

岩倉市道路占用料条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和4年12月2日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市道路占用料条例の一部を改正する条例

岩倉市道路占用料条例(昭和51年岩倉市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「第39条及び第73条第2項」を「第39条第1項及び第73条第2項(これらの規定を法第91条第2項において準用する場合を含む。)」に、「道路の占用料(以下「占用料」という。)の額及び徴収方法並びに延滞金の徴収」を「市が徴収する占用料及び延滞金」に改める。

第2条中「道路の占用について、法第32条の規定により、市長」を「法第32条第1項又は第3項(これらの規定を法第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定による市長」に改める。

第6条第1項中「還付しない」を「、還付しない」に改め、同項ただし書中「第37条及び第71条第2項」を「第71条第2項(法第91条第2項において準用する場合を含む。)」に、「道路の」を「道路又は道路予定区域の」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表 (第3条関係)

	*		
占用物件の種類	区分	単位	占用料 (単位:円)
法第32条第1	第1種電柱	1本1年につき	9 5 0
項第1号に掲げ	第2種電柱	1本1年につき	1,500
る工作物	第3種電柱	1本1年につき	2,000
	第1種電話柱	1本1年につき	8 5 0
	第2種電話柱	1本1年につき	1,400
	第3種電話柱	1本1年につき	1,900
	その他の柱類	1本1年につき	8 5
	共架電線その他上空に	長さ1メートル1	9
	設ける線類	年につき	
	地下に設ける電線その	長さ1メートル1	5
	他の線類	年につき	
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	8 3 0
1			

1	地下に設ける変圧器	 占用面積1平方メ	5 1 0
	地上に飲ける変圧部	ートル1年につき	010
	 変圧塔その他これに類		1,700
	するもの及び公衆電話		1,700
	所		
	<u>/</u> 郵便差出箱及び信書便	1個1年につき	7 2 0
	差出箱		1 2 0
	広告塔	 表示面積1平方メ	2,400
		ートル1年につき	2,400
	その他のもの	占用面積1平方メ	1,700
		ートル1年につき	1,700
上 法第32条第1	外径が 0.07メートル		3 6
項第2号に掲げ		年につき	
る物件	外径が 0.07メートル		5 1
	以上0.1メートル未満		
	のもの		
	外径が 0.1メートル以	長さ1メートル1	7 7
	 上0.15メートル未満	年につき	
	のもの		
	外径が 0.15メートル	長さ1メートル1	1 0 0
	以上0.2メートル未満	年につき	
	のもの		
	外径が 0.2メートル以	長さ1メートル1	1 5 0
	上0.3メートル未満の	年につき	
	もの		
	外径が 0.3メートル以	長さ1メートル1	200
	上0.4メートル未満の	年につき	
	もの		
	外径が 0.4メートル以	長さ1メートル1	3 6 0
	上0.7メートル未満の	年につき	
	もの		
	外径が 0.7メートル以	長さ1メートル1	5 1 0

	上 1	メートル	未満のも	年につき	
	の				
	外径	が1メー	トル以上	長さ1メートル1	1,000
	のも			年につき	,
法第32条第1	自泊	法第2条	地下に設	長さ1メートル1	5
項第3号に掲げ	動	第2項第	けるもの	年につき	
る施設	運	5 号に規	その他の	長さ1メートル1	1 7
	行 5	定する自	もの	年につき	
	補具	動運行装			
	助	置による			
	施	険知の対			
	設	象として			
		設置する			
	<u> </u>	尊線その			
	 1	他の線類			
	j	道路の構	造又は交	1本1年につき	1, 400
	ļ ļ	通の状況	を表示す		
	;	る標示柱	その他の		
	 	注類			
		その他の	上空に設	占用面積1平方メ	8 5 0
		もの	けるもの	ートル1年につき	
		İ	地下に設	占用面積1平方メ	5 1 0
			けるもの	ートル1年につき	
	その	他のもの		占用面積1平方メ	1,700
				ートル1年につき	
法第32条第1				占用面積1平方メ	1,700
項第4号に掲げ				ートル1年につき	
る施設					
法第32条第1	上空に設ける通路		通路	占用面積1平方メ	1,200
項第5号に掲げ				ートル1年につき	
る施設	地下	に設けるi	通路	占用面積1平方メ	7 1 0
				ートル1年につき	

	1201407 t	D		1 7 0 0
	その他のもの		占用面積1平方メ	1,700
VI foto a a fot foto d	<i>b</i> → 11		ートル1年につき	0.4
	祭礼、縁日その他の催し			2 4
		F的に設ける	ートル1日につき	
る施設	もの			
	その他のもの	り	占用面積1平方メ	2 4 0
			ートル1月につき	
道路法施行令(昭	看板 (アー	一時的に設	表示面積1平方メ	2 4 0
和27年政令第	チであるも	けるもの	ートル1月につき	
479号。以下	のを除く。)	その他のも	表示面積1平方メ	2,400
「令」という。)		の	ートル1年につき	
第7条第1号に	標識		1本1年につき	1,400
掲げる物件	旗ざお	祭礼、縁日	1本1日につき	2 4
		との他の催		
		 しに際し、		
		 一時的に設		
		けるもの		
		その他のも	1本1月につき	2 4 0
		の		
	幕(令第7	祭礼、縁日	その面積1平方メ	2 4
			ートル1日につき	
	掲げる工事			
		 一時的に設		
	るものを除			
			その面積1平方メ	2 4 0
		の の	ートル1月につき	
	アーチ		1 基 1 月 に つ き	2,400
		するもの		2, 100
			1 基 1 月 に つ き	1,200
				1,200
○		<u> </u>	占用面積1平方メ	1,700
下弟ィ条弟2万 に掲げる工作物			ロカ 曲 傾 1 平 ガ ク ートル 1 年 に つき	1,700
(-1411) 3 上午初			I./r I 十にづき	

令第7条第4号		占用面積1平方メ	2 4 0
に掲げる工事用		ートル1月につき	
施設及び同条第			
5号に掲げる工			
事用材料			
令第7条第6号		占用面積1平方メ	1 7 0
に掲げる仮設建		ートル1月につき	
築物及び同条第			
7号に掲げる施			
設			
令第7条第9号	建築物	占用面積1平方メ	Aに0.014
に掲げる施設		ートル1年につき	を乗じて得
			た額
	その他のもの	占用面積1平方メ	Aに0.01
		ートル1年につき	を乗じて得
			た額

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。